

鳥取県立障害者体育センターの概要

1 施設等の概要

名 称	鳥取県立障害者体育センター
所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
設置目的	障がい者等の体育活動等を推進するため
構 造	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
敷地面積	7,854.62㎡ 〔内訳〕 体育館敷地……2,277.13㎡ 駐 車 場…… 764.49㎡（現況の駐車場の半分程度の広さ） しらはまグラウンド……4,813.00㎡（公簿面積による）
建築面積	992.65平方メートル
開 館	昭和52年10月13日
主な施設内容	○体育館 体育室（バスケットボール1面）、器具庫（大・小）、男女ロッカー・シャワー室、男女トイレ（車いす対応）、一般トイレ、事務室 ○駐車場（30台程度） ○しらはまグラウンド

※ 駐車場敷地は、体育センター寄りの2列分が県有地で体育センター利用者用、残り部分は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の所有地（周辺施設の利用者用駐車場）であるが、利用実態等を踏まえて、個別に許可を受けることなく、相互に利用できるように、県と厚生事業団とで覚書を交わしている。

2 現行の運営状況

(1) 利用料金

ア 施設利用料金

区 分		単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき 700円
			2分の1面1時間につき 300円
			3分の1面1時間につき 200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき 1,400円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき 24,500円	
	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき 35,000円	
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生	1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

イ 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
1	水銀燈	40円

2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

ウ 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円

エ ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。
- 2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積（0.18平方メートル）で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

(2) 利用料金の減免

上記（1）のア～ウまで適用

① 全額免除

- ア 心身に障がい有する方（難病患者を含む）（障がい者）
- イ 70歳以上の方（高齢者）
- ウ 介護認定を受けた方（要介護者）
- エ 障がい者及び介護者の占める割合が1/2以上の場合
- オ 高齢者の占める割合が1/2以上の場合
- カ 要介護者及び介護者の占める割合が1/2以上の場合
- キ 県が福祉増進を図るため大会・催しを開催した場合
- ク 県内の児童・中学生が障がい福祉理解促進を図る目的で利用する場合

② 一部免除（1/2）

- ア 障がい者及び介護者の占める割合が1/2未満の場合
- イ 高齢者の占める割合が1/2未満の場合
- ウ 要介護者及び介護者の占める割合が1/2未満の場合

(3) 開館時間

午前9時から午後9時。（7～9月の平日は午後9時30分まで開館）

ただし、開館時間にはその日の始業及び終業の作業に要する時間は含まない。

(4) 休館日

ア 月曜日

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

(5) 障がい者の優先利用

障がい者の優先利用については、次のとおり取り扱っている。

(利用の申込み)

第4条 条例第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第1号による申込書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者並びに障害者の社会参加を促進する目的で利用しようとする者 利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。) の6月前から当日まで

(2) 前号に掲げる者以外の者 利用日の1月前から当日まで

3 行政財産の目的外使用許可の状況

区 分		概 要
使用者		中国電力(株)鳥取営業所
使用財産	所在地	鳥取市湖山西三丁目113-2
	地目	宅地
	数量	本柱2本、支線1条の設置に必要な面積
使用料		年間4,500円
使用許可期間		令和4年4月1日～令和9年3月31日

区 分		概 要
使用者		西日本電信電話(株)鳥取支店
使用財産	所在地	鳥取市湖山西三丁目113-2
	地目	宅地
	数量	本柱1本、支線1条の設置に必要な面積
使用料		年間3,000円
使用許可期間		令和2年4月1日～令和7年3月31日

区 分		概 要
使用者		(福) 鳥取県厚生事業団
使用財産	所在地	鳥取市湖山西三丁目 1 1 3 - 2
	地目	宅地
	数量	給水管、汚水管 8. 1 0 2 m ²
使用料		年間 4, 9 5 0 円
使用許可期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

4 鳥取県障がい者等県立施設利用促進交付金

(1) 交付金の概要

県立施設等における障がい者・高齢者の利用促進を図るため、定額委託方式対象施設等について、障がい者・高齢者に対する使用料減免相当額を補填する制度。

(2) 補填する理由

定額委託方式の施設が使用料減免を行うと、減免相当額の支出ができなくなるため、県が補填する必要がある。

(3) 補填する範囲

減免補填を行う範囲は、「鳥取県障がい者等県立施設利用促進交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

<減免対象者>

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障がい有する者及びその介護者
- ・ 70歳以上の者
- ・ 介護保険で要介護、要支援と認定された者及びその介護者
- ・ 障がい者等の社会参加を促進する目的で利用する者

(4) 交付金の申請

交付金の申請を受けようとするときは、交付要綱で定める申請書により、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課へ申請の手続を行うこと。

(5) その他当該減免の申請に関する書類は、5年間保管すること。

年度別利用者実績及び年度別収支状況

(今期指定管理者期間の状況)

1 年度別利用者実績数

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	7,355	5,559	6,558	6,122
1月平均利用者数	613	463	547	510

2 年度別収支状況

(単位:円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入	10,730,147	10,426,501	10,689,005	11,124,558
県委託料収入	8,500,000	8,577,000	8,577,000	8,804,000
利用料収入	2,052,560	1,682,520	1,926,690	2,155,100
その他(ロッカー他)	134,643	132,800	141,800	131,600
その他(雑収入)	42,944	34,181	43,515	33,858
支出	8,465,918	10,426,501	10,689,005	11,124,558
人件費	4,217,079	4,314,643	4,533,973	4,608,387
業務委託費	243,000	183,000	168,000	177,000
施設維持管理費	1,048,624	1,100,140	1,121,706	903,936
修繕費	187,320	236,499	129,800	2,234,003
光熱水費	799,733	688,204	739,493	753,394
広告宣伝費	108,000	0	0	0
福利厚生費	32,941	14,791	16,593	16,867
研修費	3,700	0	0	0
事務費	1,193,182	1,086,148	1,205,825	960,634
通信費	209,835	169,069	167,723	165,881
消耗品	141,333	118,015	69,637	107,992
事務用品費	372,950	157,170	335,821	53,567
リース料	402,624	581,904	581,904	581,904
保険料	66,440	59,990	50,740	51,290
その他の経費	632,339	653,799	593,979	623,154
雑費	20,025	54,722	16,402	11,187
租税公課費等	583,445	571,957	549,786	581,839
新聞図書費	28,869	27,120	27,791	30,128
寄付金	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0
一般管理費		2,149,277	2,179,636	847,183

再委託(外部委託)の状況一覧
(今期指定管理者期間の状況)

資料 2-2

(単位：円)

年度	業務名	金額	合計額	備考(業務内容等)
R1	消防設備保守点検	38,120	1,048,624	消防設備点検料
	浄化槽維持管理料	168,732		浄化槽維持管理料
	機械警備	104,640		夜間・休館日の警備
	可燃物収集	42,042		可燃物収集
	産業廃棄物処理	18,810		産業廃棄物処理
	体育館内清掃	244,740		ワックス塗布、ロビー等ワックス清掃及びガラスクリーニング
	しらはまグラウンド整備	356,400		除草作業(3回)
	エアコンガス漏れ調査	41,040		点検(1回)
	駐車場清掃	34,100		駐車場溝清掃(1回)
R2	消防設備保守点検	38,500	1,100,140	消防設備点検料
	浄化槽維持管理料	170,280		浄化槽維持管理料
	機械警備	105,600		夜間・休館日の警備
	可燃物収集	44,880		可燃物収集
	産業廃棄物処理	19,800		産業廃棄物処理
	体育館内清掃	245,850		ワックス塗布、ロビー等ワックス清掃及びガラスクリーニング
	しらはまグラウンド整備	363,000		除草作業(3回)
	誘導灯点検	6,160		誘導灯交換
	除雪費	106,070		除雪作業
R3	消防設備保守点検	38,500	1,121,706	消防設備点検料
	浄化槽維持管理料	170,280		浄化槽維持管理料
	機械警備	105,600		夜間・休館日の警備
	可燃物収集	44,880		可燃物収集
	産業廃棄物処理	19,800		産業廃棄物処理
	体育館内清掃	245,850		ワックス塗布、ロビー等ワックス清掃及びガラスクリーニング
	しらはまグラウンド整備	363,000		除草作業(3回)
	雨漏り調査	27,500		雨漏り調査
	誘導灯点検	14,630		誘導灯交換
	除雪費	91,666		除雪作業
R4	消防設備保守点検	38,500	903,936	消防設備点検料
	機械警備	105,600		夜間・休館日の警備
	可燃物収集	44,880		可燃物収集
	産業廃棄物処理	19,800		産業廃棄物処理
	体育館内清掃	259,050		ワックス塗布、ロビー等ワックス清掃及びガラスクリーニング
	しらはまグラウンド整備	363,000		除草作業(3回)
	体育館、駐車場、グラウンド周辺の整備	2,200		除草及び清掃(福祉施設依頼)
	廃棄物収集	15,906		可燃物収集(量)
除雪費	55,000	除雪作業		
R5	消防設備保守点検	38,500	1,021,830	消防設備点検料
	機械警備	105,600		夜間・休館日の警備
	可燃物収集	44,880		可燃物収集
	産業廃棄物処理	19,800		産業廃棄物処理
	体育館内清掃	259,050		ワックス塗布、ロビー等ワックス清掃及びガラスクリーニング
	しらはまグラウンド整備	363,000		除草作業(3回)
	体育館、駐車場、グラウンド周辺の整備	100,000		除草及び清掃(福祉施設依頼)
	除雪費	91,000		除雪作業

○鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例

平成15年3月18日
鳥取県条例第1号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例55・一部改正)

(設置)

第2条 障害者の体育活動等を推進するため、鳥取県立障害者体育センター(以下「センター」という。)を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) センターの施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例55・追加)

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例55・追加、平20条例8・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項の規定による申請があつたときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者が、障害者の体育活動及び社会参加活動におけるセンターの優先的な利用を確保するとともに、センターの利用促進を図ること。
- (2) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平17条例55・追加、平18条例53・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例55・追加)

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例55・旧第3条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

- (1) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターの利用を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(平17条例55・旧第4条繰下・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例55・旧第5条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例55・旧第6条繰下・一部改正)

(利用料金)

第11条 センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例55・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例55・旧第9条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関する事項は、規則で定める。

(平17条例55・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の担当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

利用料金の減免実績調べ(減免金額及び人数)

(単位:円、人)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
令和元年度	金額	160,135	154,185	124,465	130,140	124,320	149,260	179,360	189,590	167,790	150,380	159,080	151,715	1,840,420
	人数	433	547	547	486	391	474	733	550	490	452	482	445	6,030
令和2年度	金額	52,395	57,140	107,760	125,050	104,935	139,960	162,955	158,505	136,770	131,280	131,795	148,960	1,457,505
	人数	172	195	468	428	290	421	406	485	345	349	473	406	4,438
令和3年度	金額	137,910	127,130	118,905	89,730	87,730	127,220	155,790	153,650	155,365	125,135	109,530	140,130	1,528,225
	人数	380	370	382	344	265	347	416	385	456	341	313	292	4,291
令和4年度	金額	145,240	127,180	121,860	123,150	135,700	150,750	154,270	179,855	141,555	139,570	149,650	142,240	1,711,020
	人数	349	324	302	278	287	338	401	356	266	271	384	329	3,885

貸付備品一覧表(障がい者体育センター)

品名	銘柄、規格、製造番号	数量
ろく木	木製壁面両用立式 セ1-BJ-403ラン	1
物置	ヨドコウ物置 YMS-10Aロース	1
ツインバスケット用ゴール	チャンピオン ツインバスケット台 5-4C	1
卓球台	身体障害者用 三葵10-302	1
卓球台	身体障害者用 三葵10-302	1
競技用車椅子	NISSIN NSP-1D5	1
競技用車椅子	NISSIN NSP-1D5	1
競技用車椅子	NISSIN NSP-1D5	1
競技用車椅子	NISSIN NSP-1D5	1
体育室キャリ-暗幕	(4500*3730 5400*3730 6300*3730)2枚組*4セット・レール式	1
競技用車椅子	日進NSB-04	1
競技用車椅子	松永B-MAX	1
競技用車椅子	日進NSB-04	1
競技用車椅子	松永B-MAX	1
競技用車椅子	ミキ Bマシーン	1
競技用車椅子	ミキ Bマシーン	1
競技用車椅子	ミキ Bマシーン	1
競技用車椅子	ミキ Bマシーン	1
卓球台	三英 14-532	1
卓球台	三英 14-532	1
卓球台	三英 14-532	1
競技用車椅子	車いすバスケット専用車いす	1
バレーボール支柱(アルミ製)	TOEILIGHT B-5993A	1
競技用車椅子	WeeGO	1
自動体外式除細動器(AED)	CU-SP1	1
卓球台	小川長春館(内折式・国際規格)BP670 ネット・サポート付	1
卓球台	小川長春館(内折式・国際規格)BP670 ネット・サポート付	1
卓球台	小川長春館(内折式・国際規格)BP670 ネット・サポート付	1
アーチェリー用的台	DANEGE ドミノターゲットマット(132×132cm)専用四脚付	1
アーチェリー用的台	DANEGE ドミノターゲットマット(132×132cm)専用四脚付	1
防矢ネット	120×120cm DANEGE ドミノターゲットマット用	1
防矢ネット	120×120cm DANEGE ドミノターゲットマット用	1
合計数量		32

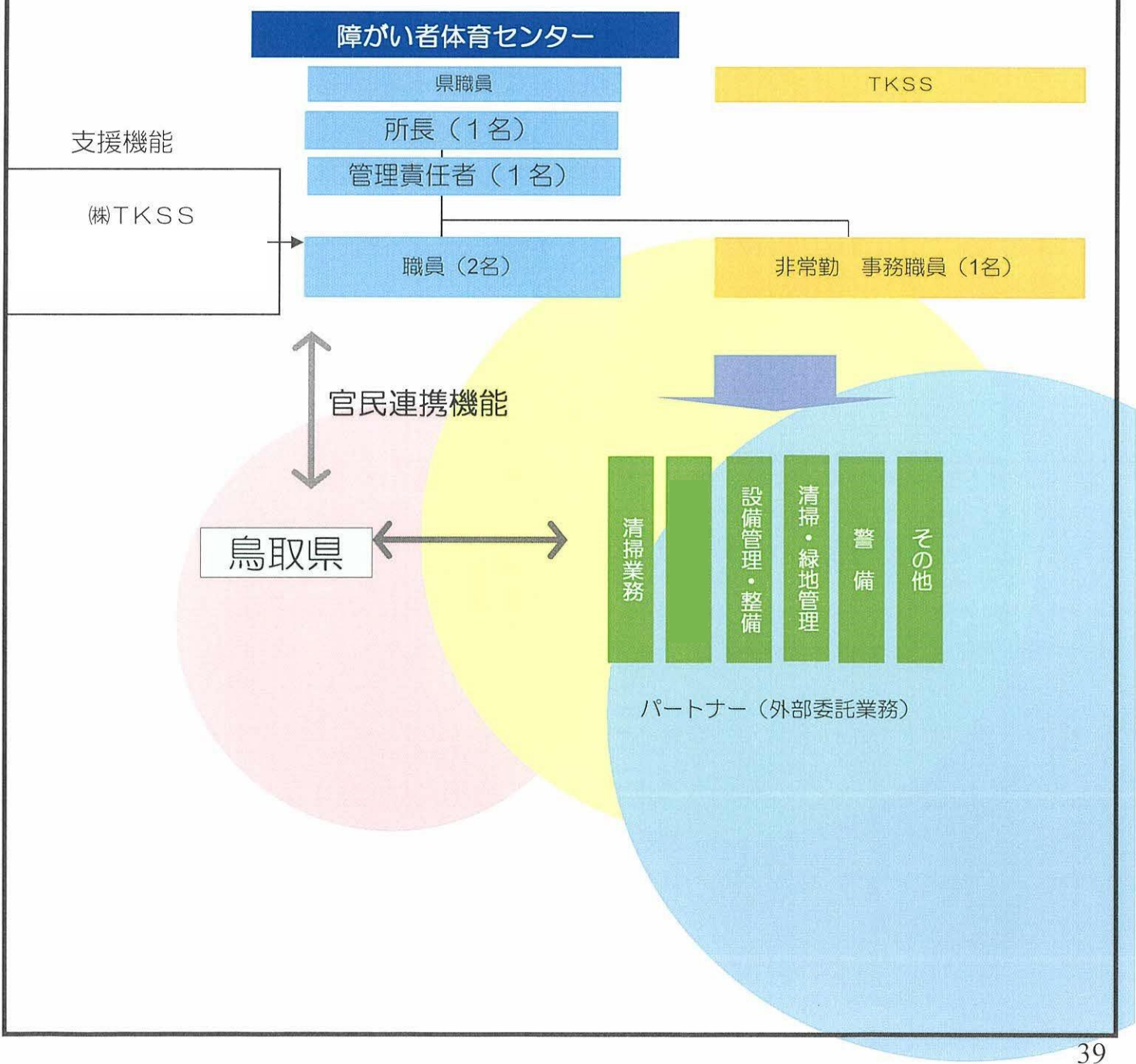
団体名	株式会社TKSS
-----	----------

3 安定した管理に必要な人員及び財政的基礎の確保

(2)組織及び職員の配置等

ア 管理運営の組織

運営組織は現状の組織経営を維持し「経営管理・運営（オペレーション）」
 「青少年・交流・スポーツ・レクレーション・広報営業・企画（戦略）」に分
 け、「障がい者体育センター」経営計画を推進する機能を集中するとともに業
 務に携わる者が自らの役割をより明確に理解できるよう配慮しました。また、
 施設の管理運営基本方針で設定したミッションを効率的・効果的に実現するこ
 とを目的とした組織構成としました。



【資料7】行政財産の目的外使用許可の状況

施設名 鳥取県立障がい者体育センター

1 指定管理者において使用許可するもの

使用者	数量	利用内容	設置期間
コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)	1台	自販機(飲料)設置	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

2 県において使用許可するもの

概要	
使用者	中国電力(株)鳥取営業所
使用財産	所在地 鳥取市湖山西三丁目113-2 地目 宅地
	数量 本柱2本、支線1条の設置に必要な面積
使用料	年間4,500円
使用許可期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

区分	概要
使用者	西日本電信電話(株)鳥取支店
使用財産	所在地 鳥取市湖山西三丁目113-2 地目 宅地
	数量 本柱1本、支線1条の設置に必要な面積
使用料	年間3,000円
使用許可期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日

区分	概要
使用者	(福)鳥取県厚生事業団
使用財産	所在地 鳥取市湖山西三丁目113-2 地目 宅地
	数量 給水管、污水管8.102㎡
使用料	年間4,950円
使用許可期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日